

第 71 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 41 年 8 月 12 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	今治市長
同	西條市長
同	伊予三島市長
同	川之江市長
同	北条市長
同	野村町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	西條市会議員 5 名
同	伊予三島市会議員 5 名
同	北条市会議員 5 名
同	野村町会議員 4 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
番外 幹事	都市計画課長
番外 幹事	建築課長
番外 幹事	港湾課長
番外 幹事	環境衛生課長

議事項目

議第 533 号 伊予三島都市計画墓園の変更について

議第 534 号 伊予三島都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

議第 535 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

議第 536 号 西条都市計画街路及び事業同街路事業の変更について

議第 537 号 野村町と畜場建築位置の決定について

議第 538 号 松山衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

議第 539 号 北条農業協同組合青果物市場建築位置の決定について
(追加)

議第 540 号 川之江市外 2 ヶ市村と畜場建築位置の決定について

議第 533 号 伊予三島都市計画墓園の変更について

第 1 都市計画墓園中第 1 号墓園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、桃山墓園、伊予三島市中曾根町横地山地内、約 13.3、墓園
「別紙図面表示の通り」

理由書

現在計画している墓地を一部拡張し、市街地の中心に点在する墓地が市街地の発展を阻害しているため、本計画のとおり 1 ヶ所にとりまとめ整備し、市街地の発展と美化を図ろうとするものである。

議第 534 号 伊予三島都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園に第 4 号公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 4、三島公園、伊予三島市中曾根町 250～67 番地、約 6.8、近隣公園
「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように決定する。

昭和 41 年度	約 2 割
昭和 42 年度	約 4 割
昭和 43 年度	約 4 割

理由書

本公園は、伊予三島市の東南部に位し、瀬戸内海及び市街地を展望するに最適の位置にある。最近の市街地人口及び都市における交通は年々増加しつつあり、当市には既設の児童公園及び緑地施設もなく、そこで市民を交通禍より守るとともに本施設を通じて情操の純化、健康の増進をはかることとし、本計画を早急に整備するものである。

議第 535 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 3 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,1,3、内港浜ノ窪線、蔵敷 823 番地の 1、蒼社川右岸堤防、6.5、約 30、東門橋幅員 16 メートル
- 2,2,3、今治駅北浜町線、別宮 215 番地の 1、別宮 206 番地の 1、15、約 180、改良

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

- 2 等大路第 1 類第 3 号線

昭和 41 年度	10 割
2 等大路第 2 類第 3 号線	
昭和 41 年度	約 6 割 6 分
昭和 42 年度	約 3 割 4 分

理由書

内港浜ノ窪線においては左岸橋梁区間にある用地については将来橋梁が 16 メートルに計画決定しているので、この際計画橋梁幅員に支障のないよう確保しようとするものであり、また今治駅北浜町線においては今治駅と波止浜地区の将来の交通の増加に対処するため、浅川沿いに国道 196 号線に会合せしめ駅に至るもので、貨物の輸送を最大限に発揮させるため事業化しようとするもので、前者については昭和 41 年度において、後者においては 2 年継続で実施するものである。

議第 536 号 西条都市計画街路及び事業同街路事業の変更について

第 1、都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
 1,1,1、古川橋下島山線、大字古川字仙蔵甲 16 番地、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、（大字朔日市字船元 775 番地）、36、約 4,620、港大橋幅員 23 メートル、室川大橋幅員 23 メートル
 「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 40 年建設省告示第 755 号都市計画道街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
 1,1,1、古川橋下島山線、大字樋之口字八町 450 番地、大字下島山字井ノ上甲 1345 番地、（大字朔日市字船元 775 番地）、36、約 2,700、港大橋幅員 11.5 メートル、室川大橋幅員 11.5 メートル
 「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和 40 年建設省告示第 755 号都市計画道街路事業の執行年度割とする。

理由書

本箇所は幹線道路として施行中であるが、用地買収にあたって拡大測量を行い検討した結果本案のように変更する。

議第 537 号 野村町と畜場建築位置の決定について

第一 申請者 野村町長

第二 位置 東宇和郡野村町大字阿下 9 耕 138（野村都市計画区域内）

第三 用途 と畜場 新築

第四 敷地及び建物

(1) 敷地 387.4 平方メートル

(2) 建物 建築面積 135.23 平方メートル

木造モルタル、刷け引き色セメント吹付、延べ面積 685.00 平方メートル

第五 その他

(1) と畜区域、野村町、

(2) と殺数、年間 300 頭

(3) 排水関係、排水施設を設ける。

(4) 民家との距離、150メートル

理由書

現在使用中のと畜場建物が老朽化して使用にたえぬため、同所に建て替えるものである。

議第 538 号 松山衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

第 1 申請者 松山衛生事務組合、組合長

第 2 位置 松山市大字北吉田町 77 番の 5、77 番の 13 (松山都市計画区域内)

第 3 用途 し尿処理場 新築

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地面積 16,529 平方メートル

(2) 建築面積 973 平方メートル

(3) 構造 鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、軽量鉄骨造

(4) 高さ (最高) 15 メートル

(5) 外壁 モルタル刷毛引き、ヘキサイト吹付、メタルラス下地

第 5 その他

(1) 機械、原動機 ポンプ 299 キロワット 33 台、処理機械 218 キロワット 25 台

(2) 利用区域 松山市、重信町、川内町、砥部町、久谷村

(3) 処理量 1 日 250 キロリットル

理由書

松山市、重信町、川内町、砥部町、久谷村は現在 1 日 250 キロリットルに及ぶし尿を海洋投棄によって処理しているが、外洋が遠距離にあるため、瀬戸内海国立公園に面した海上でこれを行っている。しかし内海における大量の海上投棄の継続は困難な実情にあるので、中央都市圏構想に基づき 5 市町村による衛生事務組合を設立し、衛生的で効果的なし尿処理場を建設しようとするものである。

議第 539 号 北条農業協同組合青果物市場建築位置の決定について

第 1 申請者 北条市農業協同組合長

第 2 位置 北条市辻 410 番地 (北条都市計画区域内)

第 3 用途 青果物市場 新築

第 4 敷地及び建築物

(1) 敷地面積 14,462.8 平方メートル

(2) 建築面積 693 平方メートル

(3) 構造 鉄骨平屋一部中 2 階

(4) 高さ (最高) 7.2 メートル

(5) 外壁 小波スレート

第 5 その他

(1) 区域 北条市

(2) 収集人員 生産者 150 人、仲買人 50 人

(3) 車数 50 台

(4) 従業者数 8 人

理由書

在来の市場が老朽化しているうえ狭いので新たに場所を求めて新築しようとするものである。

(追加)

議第 540 号 川之江市外 2 ヶ市村と畜場建築位置の決定について

第一 申請者 川之江市長

第二 位置 川之江市金生下分字二天乙 21-1 (川之江都市計画区域内)

第三 用途 と畜場 新築

第四 敷地及び建築物

(1) 敷地面積 1,118 平方メートル

(2) 建築物 面積 233 平方メートル、構造 木造及び鉄骨造、外壁 波形スレート

第五 その他

(1) と畜数 (年間) 牛 700 頭、豚 300 頭

(2) 汚水処理方法 と畜場には浄化施設を設置しないため、川之江市川之江町宮ノ谷のし尿処理場へ運搬し処理する。

理由書

現在のと畜場は明治 42 年建設の老朽施設であり、補修では期待する効果が得られないので、新たに建設して食肉衛生の完全を期するものである。

会議録 (幹事説明および質疑のみ)

議第 535 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事: 内港浜ノ窪線については、蒼社川にかかっております橋梁部分はさしあたり 9.5m で実施中ですが、計画としては将来 16m ということになっていますので、このさい用地については計画通り確保しておきたいという事業目的です。今治駅北浜町線については、戦災復興の区域外はできておりません。駅の方から来て尻切れトンボになっているので、さしあたり近見の方に行く 2,1,1 まで取り付けたいとの事業です。

第 72 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 41 年 9 月 8 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	新居浜市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	新居浜市会議員 6 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
番外 幹事	都市計画課長
番外 幹事	建築課長
番外 幹事	港湾課長
番外 幹事	環境衛生課長

議事項目

議第 541 号 新居浜市都市計画ごみ焼却場の変更について

議第 542 号 新居浜市都市計画新居浜市土地区画整理事業を施行すべき区域決定の廃止について

議第 541 号 新居浜市都市計画ごみ焼却場の変更について

第1 都市計画ごみ焼却場を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、新居浜ごみ焼却場、新居浜市郷字上郷地内、約 0.79、90 トン/日

「別紙図面表示のとおり。」

理由書

昭和 29 年建設省告示第 1056 号をもって計画決定を受け稼働中であるが、近傍地の市街化ならびに処理人口の増大にかんがみ本案のように変更する。

議第 542 号 新居浜市都市計画新居浜市土地区画整理事業を施行すべき区域決定の廃止について

第1 土地区画整理事業を施行すべき区域を廃止する。

「別紙図面表示のとおり。」

理由書

諸般の事情を勘案した結果、本件区域決定を廃止するものである。

第 73 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 41 年 12 月 14 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	新居浜市長
同	宇和島市長
同	大洲市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	新居浜市会議員 6名
同	宇和島市議会議員 5名
同	大洲市会議員 4名
同	県会議員 5名
同	学識経験者 3名
番外 幹事	都市計画課長
番外 幹事	建築課長
番外 幹事	港湾課長
番外 幹事	環境衛生課長

議事項目

- 議第 543 号 宇和島都市計画復興土地区画整理事業を施行すべき区域及び同都市計画事業の変更について
- 議第 544 号 宇和島都市計画公園の変更について
- 議第 545 号 宇和島都市計画街路の変更について
- 議第 546 号 大洲都市計画公園の変更並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 547 号 大洲市農業協同組合青果市場建築位置の決定について
- 議第 548 号 新居浜青果市場株式会社青果市場建築位置の決定について

議第 543 号 宇和島都市計画復興土地区画整理事業を施行すべき区域及び同都市計画事業の変更について

第1 都市計画復興土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように変更する。

(1) 区域

舟大工町、栄町、恵美須町、湊町、向新町、竜光院前、横新町、堅新町、袋町の各全部。朝日町、須賀通、御殿町、榊形町、藤江、和霊町、丸穂、北町、裡町、本町、追手通、広小路、明倫町、住吉町、丸の内、鶴島町、北新町、堀端通の各一部。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 地積 約 119.7 ヘクタール

第2 昭和 29 年建設省告示第 1636 号都市計画事業復興土地区画整理事業を前項のように変更する。

第3 前項の事業の変更にかかわらず、その執行年度割は昭和 40 年建設省告示第 734 号のとおりとする。
理由書

旧藩主の庭園がある天赦園及び港湾用地の一部は土地区画整理事業として施行することが困難であるため施行区域より除外するものである。

議第 544 号 宇和島都市計画公園の変更について

第 1 都市計画公園に第 1 号公園ほか 1 公園をを次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、天赦公園、宇和島市御殿町字鶴島乙 2052-1 番地内、約 1.3、普通公園

4、和霊公園、宇和島市和霊町字森安 1464 番地内、約 0.7、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

理由書

第 1 号及び第 4 号公園は復興土地区画整理事業区域内であるが、その一部を民有地公園として換地処分を行うため、本案のように計画を変更するものである。

議第 545 号 宇和島都市計画街路の変更について

第 1、都市計画街路中 1 等小路 2 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,小,2、丸之内丸穂線、丸之内 1 番地の 27 地先、丸穂字川原 779 番地の 1 地先、8、約 350

1,小,3、丸之内新川線、丸之内 1 番地、丸穂 706 の 1 地先、8、約 690

「別紙図面表示の通り」

理由書

住宅地内の自動車交通を集約するため路線の一部を変更するものである。

議第 546 号 大洲都市計画公園の変更並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園中第 1 号公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、富士山公園、大洲市柚木、田ノ口、市木、約 33.3、苑路、広場、展望台、休憩所、便所、四阿、植栽、遊戯施設、普通公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、富士山公園、大洲市柚木、田ノ口、市木、約 11.5、園路、広場、遊戯施設、植栽、普通公園

第 3 前項の執行年度割を次のように決定する。

昭和 41 年度 約 11%

昭和 42 年度 約 44%

昭和 43 年度 約 45%

理由書

当公園は、昭和 35 年度事業決定を受け、同年度から 37 年度まで 3 カ年にわたり多額の事業費を投入して整備充実をはかってきたが、時代の要請にこたえ大洲市民はもとより近郊の都市からの利用人口も年々増加の一途を辿っている。又、今年 NHK ドラマ「おはなはん」ムードで紹介され、全国より観光客多数来市し利用度が高まっている。よって富士山公園の従来に関連した施設を計画整備し、その本来の目的達成に貢献したい。

議第 547 号 大洲市農業協同組合青果市場建築位置の決定について

第 1 申請者 大洲市農業協同組合長

第 2 位置 大洲市若宮字ミリムカイ 1011 番地（大洲都市計画区域内）

第 3 用途 青果市場 新築

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地 4,816.5 平方メートル

(2) 建物 1,940.86 平方メートル、鉄骨スレート葺、外壁、波形スレート、最高 7.2 メートル

第 5 その他

(1) 区域 大洲市

(2) 利用組合員（生産者）約 1,000 人

(3) 市場買受人 82 人

(4) 月間扱量 350 トン

(5) 利用自動車台数 生産者 60 台、買受人 50 台

(6) 市場職員数 10 人

(7) ゴミ処理、焼却施設を新設する予定

理由書

現在の施設は

(1) 旧市街地にあり、商店、住宅等に囲まれている。

(2) 交通量の多い県道に面しており敷地がせまいため駐車施設をもたないこと。

(3) 建物が老朽化していること。

などのため農協合併後取扱量も漸増しつつあるので国道沿いに申請に係る土地を購入、移転新築しようとするものである。

議第 548 号 新居浜青果市場株式会社青果市場建築位置の決定について

第 1 申請者 新居浜青果市場株式会社代表

第 2 位置 新居浜市新須賀字研屋 3 番地～8 番地（新居浜都市計画区域内）

第 3 用途 青果市場 新築

第 4 敷地及び建物

(1) 敷地 5,889 平方メートル

(2) 建物 3,716 平方メートル、鉄骨スレート葺、外壁、大波スレート、最高 12 メートル

第 5 その他

(1) 区域 新居浜市

(2) 利用組合員 約 120 人、（生産者利用員数 360 人）

- (3) 年間扱量 45,000 万円 (蔬菜、果実等)
- (4) 利用自動車台数 約 70 台
- (5) 市場職員数 28 人
- (6) ゴミ処理方法、焼却場を設置するが一部は自家用車で市の焼却場へ運搬する。

理由書

現在位置は旧市街地区内で商店、住宅等に囲まれているうえ敷地が道路の拡幅に伴い買収を予定されており、又市場建物も老朽化しているので、扱い量の増加にも対応して移転新築しようとするものである。

第 74 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 3 月 13 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	新居浜市長
同	今治市長
同	宇和島市長
同	川之江市長
同	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	川之江市会議員 4 名
同	壬生川町会議員 4 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
番外 幹事	都市計画課長
番外 幹事	建築課長
番外 幹事	港湾課長
番外 幹事	環境衛生課長

議事項目

- 議第 549 号 松山都市計画下水道の変更及び追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 550 号 松山都市計画事業復興土地区画整理事業執行年度割の変更について
- 議第 551 号 松山都市計画緑地事業執行年度割の変更について
- 議第 552 号 今治都市計画復興土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業復興土地区画整理事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 553 号 今治都市計画公園の変更及び追加について
- 議第 554 号 今治都市計画街路事業執行年度割の変更について

議第 555 号 新居浜都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

議第 556 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

議第 557 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

議第 558 号 川之江都市計画公園事業及びその執行年度割の変更について

議第 549 号 松山都市計画下水道の変更及び追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

第一 都市計画下水道中第 2 号下水道を次のように変更し、同下水道に第 4 号下水道を次のように追加する。

1 排水区域および面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

2、本庁排水区、約 846.1、松前町 5 丁目、本町 5 丁目、木屋町 2 丁目、高砂町 2 丁目、文京町、松前町 4 丁目、本町 4 丁目、木屋町 1 丁目、高砂町 1 丁目、清水町 1 丁目、鉄砲町、平和通り 1 丁目、平和通り 2 丁目、平和通り 3 丁目、平和通り 4 丁目、平和通り 5 丁目、味酒町 1 丁目、味酒町 2 丁目、味酒町 3 丁目、萱町 1 丁目、萱町 2 丁目、萱町 3 丁目、松前町 1 丁目、松前町 2 丁目、松前町 3 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、大手町 1 丁目、大手町 2 丁目、若草町、丸之内、堀之内、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、西一万町、中一万町、東雲町、勝山町 1 丁目、勝山町 2 丁目、南持田町、御宝町、旭町、錦町、喜与町 1 丁目、喜与町 2 丁目、歩行町 1 丁目、歩行町 2 丁目、大街道 1 丁目、大街道 2 丁目、大街道 3 丁目、一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、一番町 3 丁目、一番町 4 丁目、二番町 1 丁目、二番町 2 丁目、二番町 3 丁目、二番町 4 丁目、三番町 1 丁目、三番町 2 丁目、三番町 3 丁目、三番町 4 丁目、三番町 5 丁目、三番町 6 丁目、三番町 7 丁目、三番町 8 丁目、千舟町 1 丁目、千舟町 2 丁目、千舟町 3 丁目、千舟町 4 丁目、千舟町 5 丁目、千舟町 6 丁目、千舟町 7 丁目、千舟町 8 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、湊町 3 丁目、湊町 4 丁目、湊町 5 丁目、湊町 6 丁目、湊町 7 丁目、花園町、南堀端町、河原町、柳井町 2 丁目、柳井町 3 丁目、本町 6 丁目、木屋町 3 丁目、高砂町 3 丁目、清水町 3 丁目、樋又町、東一万町、昭和町、北持田町、此花町、築山町、末広町、永代町、北藤原町、土橋町、竹原町 1 丁目、本町 7 丁目、木屋町 4 丁目、高砂町 4 丁目、清水町 4 丁目、緑台、喜多町、道後湯之町、道後公園、道後 1 丁目、上市 1 丁目、上市 2 丁目、道後 2 丁目、岩崎町 1 丁目、岩崎町 2 丁目、南町 1 丁目、南町 2 丁目、持田町 2 丁目、持田町 1 丁目、持田町 3 丁目、持田町 4 丁目、泉町、春日町、および藤原町の一部。

新立町、永木町 1 丁目、永木町 2 丁目、北立花町、柳井町 1 丁目、宮田町、宮西町、平和通り 6 丁目、萱町 4 丁目、萱町 5 丁目、萱町 6 丁目、湊町 8 丁目、山越町、大字祝谷、祝谷 1 丁目、鷺谷町、大字道後、大字石手、紅葉町、湯渡町、室町、小栗町および竹原町の一部。公共下水道。

4、三津中須賀排水区、約 630.2、中須賀町、古三津町、山西町、松ノ木町、石風呂町、新浜町、北山町および東山町の全部。

衣山町、梅津寺町および港山町の一部。都市下水路。

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

2、本庁排水区、主要幹線、1 号幹線、生石町 531 番地先、大字祝谷 771 地先、3.0~0.25、約 6,120、公共下水道幹線、2 号幹線、湊町 8 丁目 113 の 1 地先、南町 1 丁目 6 の 32 地先、1.8~0.25、約 4,790、公共下水道

幹線、3 号幹線、竹原町 1 丁目 10 の 5 地先、大字石手 733 地先、1.2~0.25、約 5,000、公共下水道幹線、4 号幹線、湊町 8 丁目 113 の 1 地先、小栗町 16 の 1 地先、1.5~0.25、約 1,980、公共下水道

4、三津中須賀排水区、主要幹線、古三津下水路、中須賀町 2872 番地先、山西町 155 番地の 1 地先、

2.4～1.5、約 1,800、都市下水路

幹線、支線 1、中須賀町 2872 番地の 29 地先、中須賀町 1315 番地地先、1.6～1.4、約 1,510、都市下水路
幹線、支線 2、中須賀町字東港山 2108 番地の 2 地先、石風呂町 1100 番地地先、1.7～1.3、
約 670、都市下水路

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

4、三津中須賀排水区、中須賀ポンプ場、松山市中須賀町 2885 番地の 2、約 0.3、130 立方メートル/分、3 台、65 立方メートル/分、1 台、13 立方メートル/分、2 台

4 処理場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

2、本庁排水区、1、松山市生石町 530 番地附近、約 3.7、高速散水炉床法、沈砂池、最初沈殿池、最終沈殿池、滅菌池、汚泥濃縮池、汚泥消化槽、汚泥乾燥床

5 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

2、本庁排水区、
1、松山市生石町 531 番地地先、4.2、公共下水道
2、松山市生石町 531 番地地先、1.6、公共下水道
3、松山市文京町 3 の 1 地先、1.5、公共下水道
4、松山市清水町 2 丁目 17-5 地先、1.2、公共下水道
5、松山市宮西町 173 番地の 1 地先、1.1、公共下水道
6、松山市築山町 2 の 11 地先、1.9、公共下水道

4 三津中須賀排水区、1、松山市中須賀町 2873 番地地先、2.0、都市下水路

別紙図面表示の通り

第二 昭和 33 年度建設省告示第 1833 号都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域および面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

2 本庁排水区、約 846.1、松前町 5 丁目、本町 5 丁目、木屋町 2 丁目、高砂町 2 丁目、文京町、松前町 4 丁目、本町 4 丁目、木屋町 1 丁目、高砂町 1 丁目、清水町 1 丁目、鉄砲町、平和通り 1 丁目、平和通り 2 丁目、平和通り 3 丁目、平和通り 4 丁目、平和通り 5 丁目、味酒町 1 丁目、味酒町 2 丁目、味酒町 3 丁目、萱町 1 丁目、萱町 2 丁目、萱町 3 丁目、松前町 1 丁目、松前町 2 丁目、松前町 3 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、大手町 1 丁目、大手町 2 丁目、若草町、丸之内、堀之内、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、西一万町、中一万町、東雲町、勝山町 1 丁目、勝山町 2 丁目、南持田町、御宝町、旭町、錦町、喜与町 1 丁目、喜与町 2 丁目、歩行町 1 丁目、歩行町 2 丁目、大街道 1 丁目、大街道 2 丁目、大街道 3 丁目、一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、一番町 3 丁目、一番町 4 丁目、二番町 1 丁目、二番町 2 丁目、二番町 3 丁目、二番町 4 丁目、三番町 1 丁目、三番町 2 丁目、三番町 3 丁目、三番町 4 丁目、三番町 5 丁目、三番町 6 丁目、三番町 7 丁目、三番町 8 丁目、千舟町 1 丁目、千舟町 2 丁目、千舟町 3 丁目、千舟町 4 丁目、千舟町 5 丁目、千舟町 6 丁目、千舟町 7 丁目、千舟町 8 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、湊町 3 丁目、湊町 4 丁目、湊町 5 丁目、湊町 6 丁目、湊町 7 丁目、花園町、南堀端町、河原町、柳井町 2 丁目、柳井町 3 丁目、本町 6 丁目、木屋町 3 丁目、高砂町 3 丁目、清水町 3 丁目、樋又町、東一万町、昭和町、北持田町、此花町、築山町、末広町、永代町、北藤原町、土橋町、竹原町 1 丁目、本町 7 丁目、木屋町 4 丁目、高砂町 4 丁目、清水町 4 丁目、緑台、喜多町、道後湯之町、道後公園、道後 1 丁目、上市 1 丁目、上市 2 丁目、道後 2 丁目、岩崎町 1 丁目、岩崎町 2 丁目、南町 1 丁目、南

町2丁目、持田町2丁目、持田町1丁目、持田町3丁目、持田町4丁目、泉町、春日町、および藤原町の全部、新立町、永木町1丁目、永木町2丁目、北立花町、柳井町1丁目、宮田町、宮西町、平和通り6丁目、萱町4丁目、萱町5丁目、萱町6丁目、湊町8丁目、山越町、大字祝谷、祝谷1丁目、鷺谷町、大字道後、大字石手、紅葉町、湯渡町、室町、小栗町および竹原町の一部。公共下水道。

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

2、本庁排水区、主要幹線、1号幹線、生石町531番地先、大字祝谷771地先、3.0~0.25、約6,120、公共下水道幹線、2号幹線、湊町8丁目113の1地先、南町1丁目6の32地先、1.8~0.25、約4,790、公共下水道

幹線、3号幹線、竹原町1丁目10の5地先、大字石手733地先、1.2~0.25、約5,000、公共下水道幹線、4号幹線、湊町8丁目113の1地先、小栗町16の1地先、1.5~0.25、約1,980、公共下水道

5 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

2、本庁排水区、1、松山市生石町531番地地先、4.2、公共下水道

2、松山市生石町531番地地先、1.6、公共下水道

3、松山市文京町3の1地先、1.5、公共下水道

4、松山市清水町2丁目17-5地先、1.2、公共下水道

5、松山市宮西町173番地の1地先、1.1、公共下水道

6、松山市築山町2の11地先、1.9、公共下水道

第3 昭和41年建設省告示第227号都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和33年度から

昭和40年度まで 約3割1分

昭和41年度 約6分

昭和42年度 約7分

昭和43年度 約0分

昭和44年度 約1割2分

昭和45年度 約1割2分

昭和46年度 約1割2分

昭和47年度 約1割2分

理由書

第2号下水道については、市街地の拡大、発展に伴い、本案のように変更し、事業化することにより排水処理の万全を期するとともに、第4号下水道については、低湿地帯であるので地区内の排水困難な現状に対処するため本案のように決定し、環境衛生の改善をはかろうとするものである。

議第550号 松山都市計画事業復興土地区画整理事業執行年度割の変更について

昭和36年建設省告示第671号都市計画事業復興土地区画整理事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和21年度から

昭和40年度まで 約9割4分

昭和41年度 約1分

昭和42年度 約1分

昭和 43 年度	約	1 分
昭和 44 年度	約	1 分
昭和 45 年度	約	1 分
昭和 46 年度	約	1 分

理由書

松山都市計画事業復興土地区画整理事業は、昭和 36 年建設省告示第 671 号をもって決定以来継続施行中であるが、諸般の事情により清算事務が延引いたし既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 46 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 551 号 松山都市計画緑地事業執行年度割の変更について

昭和 37 年建設省告示第 2628 号都市計画緑地事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 37 年度から		
昭和 40 年度まで	約	5 割
昭和 41 年度	約	1 割 5 分
昭和 42 年度	約	1 割 7 分
昭和 43 年度	約	1 割 8 分

理由書

昭和 37 年度から鋭意施行中であるが、市の財政上等の事情により、41 年度完了を見なかったため、これを昭和 43 年度まで延長するものである。

議第 552 号 今治都市計画復興土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業復興土地区画整理事業及びその執行年度割の変更について

1 都市計画復興土地区画整理を施行すべき区域を次のように変更する。

1 区域

今治市米屋町、室屋町及び新町の全部、
本町、片原町、中浜町、風早町、蔵敷、日吉、今治村及び別宮の一部

「別紙図面表示の通り」

2 地積

約 238.3 ヘクタール

第 2 昭和 29 年建設省告示第 1638 号都市計画事業復興土地区画整理事業を前項の計画のように変更し、昭和 37 年建設省告示第 5348 号都市計画事業復興土地区画整理事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 21 年度から		
昭和 40 年度まで	約	8 割 6 分
昭和 41 年度	約	4 分
昭和 42 年度	約	3 分
昭和 43 年度	約	2 分
昭和 44 年度	約	2 分
昭和 45 年度	約	1 分
昭和 46 年度	約	1 分
昭和 47 年度	約	1 分

理由書

本区画整理は、昭和 21 年から鋭意施行してきたが、工事の大部分はほぼ完了し、換地処分と清算事務を残すだけとなったので、再検討の結果、本案のように変更し、事業の完成を図ろうとするものである。

議第 553 号 今治都市計画公園の変更及び追加について

第 1 都市計画公園中第 1 号公園を次のように変更し、都市計画公園に第 21 号公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、吹上公園、今治市蔵敷字旧廓内地先、約 6.7、普通公園

21、有津屋公園、今治市蔵敷字旧廓内 1756-4、1756-5 地内、約 0.7、児童公園

「別紙図面表示の通り」

理由書

区画整理による換地処分に伴い、再検討の結果、本案のように変更、追加し、住民の慰楽に供しようとするものである。

議第 554 号 今治都市計画街路事業執行年度割の変更について

第 1 昭和 40 年建設省告示第 2460 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 40 年度 約 3 割 0 分

昭和 41 年度 約 4 割 9 分

昭和 42 年度 約 2 割 1 分

理由書

本橋梁架設については諸般の事情により執行年度を 1 カ年延長せんとするものである。

議第 555 号 新居浜都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園に第 6 号公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

6、中央公園、新居浜市万願寺甲 761 番地、約 0.5、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

6、中央公園、新居浜市万願寺甲 761 番地、約 0.5、噴水、広場、植栽、パーゴラ、休養施設、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

第 3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 42 年度 約 5 割

昭和 43 年度 約 5 割

理由書

本市における公園の配置を検討した結果、本案のように追加し、事業化することにより、市民の慰楽に供しようとするものである。

議第 556 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割の変更について

第 1 昭和 39 年建設省告示第 313 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度から

昭和 40 年度まで 約 6 割 4 分

昭和 41 年度 約 2 割 0 分

昭和 42 年度 約 1 割 6 分

理由書

本路線は、昭和 34 年度より事業に着手し、昭和 41 年度をもって完成する予定であったが諸般の事情により当初の計画どおり完成しないので 1 カ年延長して昭和 42 年度をもって完成しようとするものである。

議第 557 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園中第 8 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

8、灘公園、宇和島市住吉町 1 丁目、約 0.14、広場、遊戯施設、児童公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業は昭和 42 年度において執行するものとする。

理由書

宇和島市の都市計画（児童）公園中灘公園はその施設極めて不備であるので、本計画のとおり充実整備して市民の環境向上を図るものである。

議第 558 号 川之江都市計画公園事業及びその執行年度割の変更について

第 1 昭和 39 年建設省告示第 1413 号都市計画都市計画公園事業を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、城山公園、川之江市川之江町字大江山の下 598、610、新開 593～597-1、約 12.4、苑路、広場、児童遊戯施設、野球場、植栽、芝生、花だん、池、噴水、休憩所、便所、普通公園

「別紙図面表示の通り」

第 2 昭和 39 年建設省告示第 1413 号都市計画都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 39～昭和 40 年度 約 1 割 2 分

昭和 41 年度 約 1 割 5 分

昭和 42 年度 約 1 割 8 分

昭和 43 年度 約 1 割 8 分

昭和 44 年度 約 1 割 8 分

昭和 45 年度 約 1 割 7 分

理由書

当市における運動施設の皆無に対処するため本案のように整備を図り市民に供するものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 549 号 松山都市計画下水道の変更及び追加並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

委員：第 4 号の下水道につきましては処理場は設けないのでございますか。

幹事：この計画では処理場を設けるようになっておりません。

委員：そうしますと、処理しないでそのままポンプで入江に流し込むわけですか。

幹事：これはし尿は含まないわけでございます。

委員：含まないんですか。

幹事：ええ。将来し尿も処理するということになれば、別にまた分流式か何か、別の方法を考えたいと思います。

議第 551 号 松山都市計画緑地事業執行年度割の変更について

幹事：これは石手川緑地でございます。石手川緑地は昭和 37 年度から昭和 41 年度までの間に、一応ひととおりの整備は終わったわけでございますけれども、堤防上に建ってございました住宅で立ち退いたものもございしますが、なお、さらに仕上げの整備をやりたいということで、もう 2 年だけ執行年度を延長していただいて、りっぱなものに仕上げようという計画でございます。

議第 559 号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業計画に対する意見書の採択の可否について

会長代理：お手元にお配りしておりますものには 559 号議案がございしますが、この問題につきましては、地元の町の方でさらに手段を尽くさねばならない部面もあるので、知事に対する整理事業計画の認可申請が出されておるわけでございますが、町長のほうから「取り下げをいたしたい」という申し出がございましたので、いずれ適当な機会に御審議を願いたいと思っておりますが、今回はこの議案の提案をいたさないことにしますので、御了承願いたいと思っております。

第 75 回愛媛都市計画地方審議会（常務委員会）（持ち回り）（昭和 42 年 4 月 13 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	総務部長
同	土木部長
同	学識経験者 2 名
同	松山市議会
同	県会議員 2 名

議第 559 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

議第 559 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第 1 都市計画公園中第 18 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

18、西須賀公園、松山市西須賀町地内、約 0.14、広場、遊戯施設、児童公園

「別紙図面表示のとおり」

第 2 前項の事業は昭和 42 年度において執行するものとする。

理由書

西須賀公園は松山市の西部市街地内に位し、住居地域として発展している。したがって本案のように整備し、事業化することにより市民の慰楽に供しようとするものである。